

第 15 _期 定時株主総会招集ご通知

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除

く) 4名選任の件

議決権行使期限

2025年11月21日 (金曜日) 午後6時まで

日時

2025年11月25日 (火曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時30分)

場所

東京都品川区北品川四丁目7番36号

東京マリオットホテル地下1階

「アイリス/カメリア」

(前回と会場が異なっております)

証券コード 3647 (発送日) 2025年11月 7日 (電子提供措置の開始日) 2025年10月31日

東京都品川区東品川二丁目3番14号

株式会社ジー・スリーホールディングス

代表取締役社長 山元秀樹

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供 措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.g3holdings.com/



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「株主総会関連」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会 掲載ウェブサイト】 https://d.sokai.jp/3647/teiji/



【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】 https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ジー・スリーホールディングス」 又は「コード」に当社証券コード「3647」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、書面又はインターネットにより議決権を行使される場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2025年11月21日(金曜日)午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

以上

1 日 時	2025 年 11 月 25 日(火曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時30分)								
2 場 所	東京都品川区北品川四丁目7番36号 東京マリオットホテル地下1階 「アイリス/カメリア」 (前回と会場が異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の『株主総会会場ご案内図』をご参 照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。)								
3 目的事項	報告事項 1. 第15期 (2024年9月1日から2025年8月31日まで) 事業報告、連結計算書 類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第15期 (2024年9月1日から2025年8月31日まで) 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件								
	第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件								
4 議決権の行使等につい てのご案内	3頁~4頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。								
国 電子提供措置事項に関 する事項	(1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただきました株主様に対して交付する書面に記載しておりません。従って書面交付請求をいただきました株主様に対して交付する書面は、会計監査報告及び監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした対象書類の一部であります。 ①事業報告の「主要な事業内容」「主要な事業所」「使用人の状況」「主要な借入先の状況」「新株予約権の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」 ③計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」 ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」 (2) ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取り扱います。								

記

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項 を掲載いたします。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2025 年 11 月 25 日(火曜日) **午前10時** (受付開始9時30分)



書面で議決権を行使する方法

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権 行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の うえ、ご返送ください。

行使期限

2025 年 11 月 21 日(金曜日) **午後 6 時到着分まで**



インターネットで議決権 を行使する方法

次頁の案内に従って、議案に対する 賛否をご入力ください。 行使

2025 年 11 月 21 日(金曜日) 午後 6 時完了分まで

書面及びインターネットにより重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な 議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使 ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。 ※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ

《QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ · 遷移出来ます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

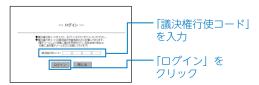
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)(受付時間 午前9時~午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後当社が目指していく経営ビジョンにふさわしい社名に変更いたしたく、現行定款第1条 (商号)を変更し、当社の商号を「株式会社ジー・スリーホールディングス」から「株式会社 アスリナ」に変更するものであります。なお、商号変更につきましては、2026年2月1日をもって効力を生じるものとし、その旨を附則2で規定するものであります。また、本附則は、商号変更の効力発生をもって、これを削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	現	行	定	款		定	款	変	更	案	
(商号) 第1条		 称し、英	文では <u>G</u> 7	リーホールディ Three Holdings 。	(商号) 第1条	当会社(は <u>ASU(</u>					英文で
		(新言	쪼)			商号変更 定款第1 1日に対 は、商号 除する。	条(商 カカが生	語号)の 生ずるも	ものとし	ノ、本条	の規定

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) 4名選任の件

現在の取締役(監査等委員である取締役を除く)全員(4名)は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く) 4名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏 名	当社グループにおける地位及び担当等
1	ゃまもと ひでき 山 元 秀 樹	代表取締役社長
2	たかはし りょうま 髙橋 龍馬	取締役経営管理本部長 日本グリーン油田開発株式会社 取締役 再任
3	はしもと ま き お 橋本 真樹夫	再任
4	いずみ のぶ ひこ 泉 信彦	再任

再任

再任取締役候補者

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式数								
1	ゃまもと ひでき 山 元 秀 樹 (1953年7月11日生)	1996年 2 月 株式会社ネクサス 入社 財務部長 2000年 9 月 同社 常務取締役 経営戦略本部 財務統括 経営企画 公開準備室担当 2003年 6 月 同社 取締役常務執行役員兼財務最高責任者 2005年 6 月 SBIリアルマーケティング株式会社 代表取締役 2007年 9 月 株式会社オーバービュー 代表取締役 (現任) 2012年 7 月 株式会社ジェヌイン R & D 取締役 (現任) 2012年 7 月 カンサイ建装工業株式会社 監査役 (現任) 2016年 2 月 オーバービューコンサルティング株式会社 代表取締役 2027年 3 月 Nexus Bank株式会社 取締役 2022年11月 当社 取締役 2024年11月 当社 代表取締役社長 (現任)	一株								
	(取締役候補者とした理由) 山元秀樹氏は、主に財務・新規事業担当取締役として、リスク管理及びコンプライアンスの視点から、財務面、経営管理及び事業構築の役割を担うとともに、再生可能エネルギー分野及び蓄電事業分野の知見に基づいた事業の推進と、新規事業創出を行っております。当社の事業再構築に主導的な役割を担っており、グループ全体の業務執行及び事業構築の推進の統括と、企業価値の更なる向上を期待できることから、引き続き取締役候補者としての選任をお願いするものです。										
2	高橋龍馬 (1976年11月16日生)	2000年12月有限会社ラビットスタジオ 入社2006年6月株式会社アールツーマーケティング 入社2009年9月株式会社アルファクス・フード・システム 入社2020年11月株式会社イントランス 入社 管理部総務課 内部監査室室長2022年10月当社 入社 管理本部総務課長2023年11月当社 管理本部経営管理部長2024年7月日本グリーン油田開発株式会社 監査役2024年9月日本グリーン油田開発株式会社 取締役(現任)2024年11月当社 管理本部管理本部長2025年8月当社 取締役経営管理本部長 (現任)	一株								
	2025年8月 当社 取締役経営管理本部長(現任) (取締役候補者とした理由) 高橋龍馬氏は、管理部門における豊富な業務経験を有しており、当社経営管理本部長として I R 領域をはじめ、コーポレートガバナンス体制の維持・強化に関する業務等に取り組んでおります。当社グループ全体の業務執行体制及び内部管理体制構築の推進役として、経営及び企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。										

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数							
3	^{はしもと まきお} 橋 本 真樹夫 (1962年11月15日生)	1986年 4 月 太平洋証券株式会社 (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社 1993年11月 株式会社守谷商会 入社 1996年 8 月 有限会社グリーンランド 設立 代表取締役 2008年 4 月 日本アジア証券株式会社 (現 アイザワ証券株式会社) 入社 2016年10月 同社 引受部部長 同社 本店営業部コーポレートグループ 部長 2021年 9 月 日本信用情報サービス株式会社 顧問 2022年 1 月 DHD株式会社 設立 代表取締役 (現任) 2022年11月 当社 常勤監査等委員である社外取締役 2023年 5 月 株式会社ラックランド監査等委員である社外取締役 (現任) 2025年 8 月 当社 取締役 (現任)	1,000株							
	創出において、コーポ 献が期待できることか!	! 	役としての貢							
4	いずみ のぶ ひに 泉 信 彦 (1966年3月11日生)	1990年 4月 株式会社愛媛銀行 入行 1997年 9月 株式会社口プロ(現 株式会社日本保証) 入社 2007年 6月 同社 取締役 2008年 6月 同社 常務取締役 2009年 6月 同社 常務取締役 2014年11月 株式会社フォーサイド 取締役会長 2015年 6月 アドアーズ株式会社(現 株式会社KeyHolder)社外取締役 2017年 2月 株式会社デジタルデザイン(現 Jトラスト株式会社) 社外監査役 2020年 6月 株式会社デジタルデザイン(現 Jトラスト株式会社) 取締役 2020年 7月 同社 専務取締役 2020年 7月 同社 専務取締役 2020年 9月 キーノート株式会社(現 株式会社グローベルス) 監査役 2020年10月 株式会社プロスペクト(現 Jトラスト株式会社) 代表取締役 2022年12月 株式会社フォーサイド 取締役 (現任) 2023年 2月 Jトラスト株式会社 常務取締役 2023年 2月 Jトラスト株式会社 常務取締役 2023年 2月 Jトラスト人グローバル証券株式会社 取締役 2024年 5月 株式会社シーズメン(現 スターシーズ株式会社)代表取締役会長 (現任) 2025年 8月 当社 取締役 (現任)	23,000株							
	2025年8月 当社 取締役(現任) (取締役候補者とした理由) 泉信彦氏は、過去に様々な企業において取締役及び代表取締役等を歴任し、会社経営の指導者として数々の組織をまとめあげた経歴を有しており、当社においても組織力強化を図る推進役としての貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。									

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社が保険料の全額を負担し締結しております。当社及び当社子会社の取締役(監査等委員を含む)、執行役員及び管理職従業員を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金及び争訟費用等を填補いたします。2025年10月に同様の内容で契約を更新しております(次回更新時においても、同内容での更新を予定しております)。各候補者の選任が承認され取締役に就任した場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。
 - 3. 取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者の決定にあたっての方針と手続当社は、社会の基盤作りを担う責任ある企業として、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の監督と執行の分離を進め、外部の視点を含めた健全性・透明性の高い監督の実現と、業務執行の効率性・機動性の向上を目指しております。この実現に向け、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)として、当社の業務執行に関する豊富な経験と経営者としての視点を持ちつつ、当社経営の根幹に携わる人物を提案しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者の指名にあたっては、独立役員である社外取締役監査等委員を中心とした指名委員会(ただし、会社法第2条第12号に定める指名委員会とは異なる当社任意機関の通称として用いております)により候補者を指名し、取締役会において決定しております。

指名委員会は、慎重な審議・検討を行いました結果、すべての候補者は適任であると判断 し指名しております。

ご参考

本定時株主総会終了後の取締役スキル・マトリックス (予定)

				特に期待する知見・経験									
	氏名	地位、担当等(予定)	ガバナンス	企業経営	営業・ マーケテ ィング	環境エネルギー	ΙΤ・ デジタル・ テクノロジー	法務・ リスク マネジメント	財務				
	山元 秀樹	代表取締役社長	•	•	•	•			•				
→ +	髙橋 龍馬	取締役経営管理本部長	•				•	•	•				
社内	橋本 真樹夫	取締役	•		•			•					
	泉信彦	取締役	•	•	•	•			•				
	河野 芳隆	独立社外取締役(常勤監査等委員)	•		•								
社外	阪井 大	独立社外取締役 (監査等委員)	•					•					
	布施 恭祐	独立社外取締役 (監査等委員)	•					•	•				

以上

事 業 報 告

(2024年9月1日から) (2025年8月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用及び所得環境の改善やインバウンド需要の増加がみられ、緩やかに景気が回復する動きがみられました。一方で、ロシア・ウクライナ情勢や中東地域をめぐる情勢の長期化、原材料・エネルギー価格の高騰、物価の上昇、世界的な金融資本市場の影響や中国経済の懸念など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが主要事業とする再生可能エネルギー業界におきまして、脱炭素社会の実現に向けた国内外の政策支援や技術革新が進展し、太陽光発電、系統用蓄電池など多様な電源の導入が加速しています。国内においては、2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画において、2040年度までに温室効果ガス排出量を73%削減する目標が掲げられ、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入する方針が示されました。これにより、地域分散型電源の整備や系統安定化技術へのニーズが高まっており、引き続き持続可能なエネルギー供給体制の構築が求められております。

そのような環境のなか、当連結会計年度において展開した取組みは以下のとおりです。

- (i) 稼働中の太陽光発電所の仕入販売
- (ii) 太陽光発電所の運営による売電
- (iii) 太陽電池モジュール等の発電関連商材の仕入販売
- (iv) 太陽光発電所及び小水力発電所の運営管理業務の受託
- (v) 非常用ガスエンジン発電機の開発
- (vi) 健康食品及び一般医療機器の仕入販売
- (vii) 基礎化粧品の仕入製造販売
- (viii) 菜種によるバイオ燃料及び化粧品原材料等の製造販売

上記事業について継続的に推進し発展させるとともに、系統用蓄電所及びポータブル蓄電池 等の新たな事業領域の開拓に取り組み、収益基盤の強化を図っております。 以上の結果、当連結会計年度における売上高は606百万円(前期比134.1%増)となりました。主な要因としては、当連結会計年度では、販売用不動産として保有している太陽光発電所を売却したことによる売上が計上されたためであります。

損益の状況については、太陽光発電所の売却と固定費の削減による販売費及び一般管理費の 圧縮を実現したものの、サステナブル事業における健康食品、基礎化粧品及び一般医療機器の 販売数量が減少したこと等から、連結営業損失は299百万円(前期は666百万円の損失)、連 結経常損失は311百万円(前期は680百万円の損失)と営業損益、経常損益ともに損失の計上 となりました。また、子会社において減損損失及び解約違約金を計上したことから、親会社株 主に帰属する当期純損失は315百万円(前期は742百万円の損失)となりました。

当連結会計年度におけるセグメント毎の経営成績は以下のとおりです。

(再生可能エネルギー事業)

再生可能エネルギー事業は、太陽光発電所を販売しつつ、その他の発電所の売電収入などにより、売上高は579百万円(前期比307.2%増)、セグメント損失(営業損失)は5百万円(前期は360百万円の損失)となりました。

(新規エネルギー事業)

新規エネルギー事業は、非常用ガス発電機等の商品化に向けた開発活動及び新規事業領域に おけるビジネスの創出を行いました。当連結会計年度においては、引き続き費用が先行し、セ グメント損失(営業損失)は0百万円(前期は5百万円の損失)となりました。

(サステナブル事業)

サステナブル事業は、基礎化粧品及び健康食品の仕入販売、感染予防のための消毒機器の〇EM供給事業などにより、売上高は27百万円(前期比76.8%減)、セグメント損失(営業損失)は24百万円(前期は36百万円の利益)となりました。

(2) 剰余金の配当等に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつと位置付けており、将来の事業展開と経営成績及び財務状態等を勘案しながら配当を実施することを基本方針としております。しかしながら、2025年8月期の配当につきましては、①前々連結会計年度から3期にわたって重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上したこと、②新規事業の構築に手元資金が必要なことなどから、期初の予想の通り無配とさせていただきます。

なお、2026年8月期の配当につきましては、現時点では未定であります。

(3) 設備投資の状況

- ①当連結会計年度中に取得した主要設備 特記すべき事項はありません。
- ②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充 特記すべき事項はありません。
- ③当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失 特記すべき事項はありません。
- (4) 資金調達の状況 該当事項はありません。
- (5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- (6) 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- (8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況該当事項はありません。

2. 財産及び損益の状況

区		分		第12期 (2022年8月期)	第13期 (2023年8月期)	第14期 (2024年8月期)	第15期 (当連結会計年度) (2025年8月期)
売	上	高	(千円)	1,926,617	1,187,284	259,129	606,547
経常利	益又は経常損害	失(△)	(千円)	38,367	△269,767	△680,338	△311,779
	会 社 株 する当期純損:	主 失(△)	(千円)	△452,894	△488,081	△742,621	△315,727
1株当	たり当期純損	失(△)	(円)	△26.89	△28.98	△42.24	△17.21
総	資	産	(千円)	2,932,926	2,140,107	1,550,708	1,223,824
純	資	産	(千円)	2,020,379	1,531,865	1,016,284	695,747
1 株 🗎	当たり純資	産 額	(円)	119.95	90.96	54.89	37.81

(注) 1. 1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社	ジー・スリーファ	クトリー	1(0,000)千円	100.0%	サステナブル事業

4. 対処すべき課題

当社グループでは、他社との差別化を図り、持続的な成長の実現と収益基盤強化のため、以下の課題について積極的に取り組んでまいります。

(1) 事業ポートフォリオの拡大について

当社グループの事業の中核である再生可能エネルギー事業分野において、固定価格買取制度(FIT制度)の段階的な見直しに伴う未稼働太陽光発電所案件の減少により、物件価格の高騰が進んでおり、物件の確保や利幅の維持が難しくなる懸念があります。FIT案件の減少に伴い、FITを利用しない(Non-FIT)事業モデルの開発が盛んに行われており、その中で、第三者が太陽光発電所を所有することにより初期投資を抑えるPPA(Power Purchase Agreement)モデル等が注目されております。また、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、天候や季節により変動する発電量への対応や、需要の少ない時間帯に生じる余剰電力増大に伴う発電所の出力抑制の増加など、電力需給バランスの課題が顕在化しております。こうした課題の解決策として注目されているのが、電力系統に直接接続された系統用蓄電池であり、市場を通じた調整力や供給力を担う系統用蓄電所の需要が、急速に高まっており、当社グループは、これまで蓄積してきた再生可能エネルギー事業の知見と実績を活かし、高い社会需要や成長性が見込まれる系統用蓄電所事業への参入を決定いたしました。当社グループを取り巻く事業環境を注視しつつ、収益基盤の強化に向け、エネルギー事業領域における新展開の検討やシーズの探索、さらに、新たな事業領域及び海外での事業展開へ進出するための投資を行い事業ポートフォリオの拡大に努めてまいります。

(2) 業務提携や資金調達力、資金調達等の経営戦略について

当社グループの売上・利益の一層の拡大及び経営基盤の安定を図る上で、ビジネスネットワークの構築と拡大及び資金調達力の向上は必要不可欠です。そのためにも、当社グループ事業とのシナジーが期待できる優良な事業に取り組む企業との連携を積極的に推進してまいります。また、当社グループが安定的に成長していく過程において、太陽光発電所及び系統用蓄電所の取得、新規エネルギー事業及びサステナブル事業における研究開発並びに海外での事業展開のために相応の資金が必要であり、今後も資金調達の強化と調達方法の多様化に取り組んでまいります。

(3) 人的資産の強化

当社グループは、営業・企画機能を担う人材を中心に、人的資産の強化が持続的成長の鍵であると認識しております。これに対応するため、社内外の多様な人材の活用を進めるとともに、従業員が働きがいを感じられる魅力的な職場環境の整備に取り組んでおります。

また、地域社会との連携を強化し、地域人材の知見やネットワークを活かした事業推進を 図ることで、地域共生型の企業活動を目指しております。加えて、急速に変化する事業環境 に対応するため、デジタルスキルの向上やリスキリング支援を通じて、従業員の能力開発を 促進し、組織の柔軟性と競争力の向上を図ってまいります。

さらに、企業としての社会的責任を果たすべく、コンプライアンス意識のさらなる向上にも注力しております。法令遵守はもとより、倫理的な判断力や透明性の高い業務運営を従業員一人ひとりが実践できるよう、教育・啓発活動を継続的に実施し、信頼される企業風土の醸成を進めてまいります。

今後も、人的資本を企業価値の源泉と位置づけ、従業員の多様性を尊重しながら、エンゲージメントの向上と持続可能な成長の両立を目指してまいります。

(4) 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社は、過去に複数の不適切な会計処理の発生及び売上計上時期の適正性が認められない会計処理が発生した事態を受けて、2022年3月16日付けで公表した再発防止策並びに2022年5月20日付けで公表した改善計画・状況報告書の内容に従って、適切な内部管理体制の構築と運営を進めております。さらに、当社のコンプライアンス及びガバナンス体制を強化するため設置されたコンプライアンス委員会による監視のもと、再発防止策を継続して実施する体制を維持することが必要不可欠であると認識し、役職員が一丸となって取り組んでおります。引き続き、これらの施策を着実に実行するとともに、適正な内部統制の整備及び運用の一層の強化に向けて真摯に取り組み、内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることが今後も極めて重要であると考えております。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前々連結会計年度及び前連結会計年度において売上高が著しく減少している他、2023年8月期から3期連続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。また、当連結会計年度においては、営業キャッシュ・フローはプラスに転じて改善したものの、前期に引き続き営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことから、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を解消又は改善するべく、当社グループは、以下の対応策を実行することにより、安定的な収益力の向上及び健全な財務基盤を構築に取り組んでおります。

1. 安定的な収益力の向上

① 再生可能エネルギー事業の収益改善(太陽光発電所の売電収入又は物件売却)

当社グループの主力事業である再生可能エネルギー事業は、太陽光発電所の運営による売電収入の他、発電所の仕入及び売却を行っておりましたが、改めて各太陽光発電所の発電量、売電収入、維持管理コストを含む収益性を検討し、販売用不動産として売却し事業資金を獲得するものと、固定資産として保有し売電収入を継続的に獲得していくものとの見直しを行っております。

販売用不動産として保有する太陽光発電所は、引き続き、売却活動を幅広に進めており、 譲渡代金、売却時期を見極めて収益性と運転資金の確保をしていきます。一方で、固定資産 として保有する太陽光発電所は、従来の委託管理及び従業員による管理も含めた管理コスト の見直し、現状設備のリパワリングも含めた点検を行い、収益性向上に努めてまいります。

② 新規事業の安定的な収益化及び既存事業の収益改善

当社グループの主力事業である再生可能エネルギー事業は、世界的な石油資源に基づくエネルギーからの脱却を念頭に、強いニーズと社会的意義のある事業として、今後も引き続き拡大していく分野であると考えております。一方で、日本国内における太陽光発電事業環境は、国土面積あたり、特に平地面積あたりの太陽光設備容量について、主要国において最大となっており、今後の国内太陽光発電所の新設数は横ばいになる、と考えられています。また、FIT制度の終了に伴い太陽光発電所のセカンダリ販売のマーケットが縮小しており、今後はPPAによる事業者と需要家をつなぐ契約が進んでいく側面もあります。

このような状況の中、当社グループにおいては既存事業の収益性の確保もしくは収益改善 として、市場を通じた調整力や供給力を担う系統用蓄電所事業への参入や、菜種によるバイ オ燃料及び化粧品原材料等の製造・販売事業の効果的な収益基盤の構築を進める他、営農型による安定的な太陽光発電所の確保及び売電収入の獲得を計画しております。また、サステナブル事業における健康食品、基礎化粧品及び一般医療機器の国内外を含めた販路の拡大により、収益改善の検討を引き続き進めてまいります。

さらに、新たな資金調達を前提とし、太陽光発電によるグリーンエネルギーを利用する新 規事業の構築も積極的に取り組んでおります。

③ 不採算事業の選別

当社グループが推進する事業と事業環境、経営資源の配分、事業進捗等について、検証と 見直しを常に行っております。引き続き、事業環境、事業進捗等に基づいて、手元資金も考 慮した経営資源の配分について見直しを行ってまいります。

2. 健全な財務基盤の構築

① 販売費及び一般管理費の見直しによる経費削減

適切な人員配置、役員構成の見直し及び顧問契約・業務委託契約・その他各種契約の見直 し等により、当連結会計年度における販売費及び一般管理費について一定規模の経費削減を 達成しております。これにより固定費の削減が進み、利益率の改善による営業利益の確保し やすい体質を実現します。

② 運転資金の確保

上記記載の販売用不動産として保有する太陽光発電所は、取引規模が一定以上を有しているものもあるため、販売用不動産の売却による資金化は、運転資金の確保に効果があるものと見込んでおります。引き続き、物件の売却に向けた活動を行うとともに、エクイティファイナンスによる資金調達だけでなく金融機関による調達も含め、幅広い資金調達を検討、協議を進めてまいります。

しかしながら、依然として前期に引き続き重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上している他、新規事業において実際に収益が発生するまでには多少の時間が必要であり、安定的な収益源となる事業の構築中である点から、現時点では引き続き継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

5. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の現況

1. 株式の状況 (2025年8月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 70,000,000株

(2) 発行済株式の総数 19,373,720株 (自己株式1,021,512株を含む)

(3) 株主数 9,986名

(4) 大株主

株	主	名	持株数	持株比率
西	村	浩	2,960,000株	16.13%
オ	ーエスシーエンジニアリング株式会	 	900,000	4.90
S	K T E C 株 式 会	社	510,000	2.78
株	式会社SBYデジタルプロダク	1 ツ	500,000	2.72
株	式 会 社 シ ン	+	460,400	2.51
楽	天 証 券 株 式 会	社	377,900	2.06
森	昭	1	330,000	1.80
株	式会社サンライフコーポレーショ	ョン	300,000	1.63
成	富直	行	300,000	1.63
陳	尚	春	294,300	1.60

- (注) 1. 当社は自己株式を1,021,512株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 - 3. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は25,000株増加しております。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況(2025年8月31日現在)

会社における地位	☆	氏 名	担当及び重要な兼職の状況				
代表取締役社	長	山元秀樹	株式会社オーバービュー 代表取締役 株式会社ジェヌイン R &D 取締役 カンサイ建装工業株式会社 監査役				
取締役経営管理本部	『長	髙橋龍馬	経営管理本部長 日本グリーン油田開発株式会社 取締役				
取締	役	橋本真樹夫	DHD株式会社 代表取締役 一般社団法人ウィーン国際音楽文化協会 理事 株式会社ラックランド 社外取締役 (監査等委員)				
取締	役	泉信彦	株式会社横浜フリエスポーツクラブ 取締役副会長 株式会社フォーサイド 取締役 スターシーズ株式会社 代表取締役会長				
取締役 (常勤監査等委	員)	河 野 芳 隆	_				
取締役 (監査等委	員)	阪 井 大	大江・田中・大宅法律事務所				
取締役(監査等委	員)	布施恭祐	布施恭祐公認会計士・中小企業診断士事務所 代表 andAパートナーズ合同会社 代表社員 andA税理士法人 代表社員				

- (注) 1.取締役(監査等委員)河野芳隆氏、阪井大氏、布施恭祐氏は、社外取締役であります。
 - 2.取締役(監査等委員)阪井大氏及び布施恭祐氏は、以下のとおり、財務及び会計、法律知識に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・阪井大氏は、弁護士の資格を有しております。
 - ・布施恭祐氏は、公認会計士、中小企業診断士及び税理士の資格を有しております。
 - 3.取締役山之内督宗氏、松田華織氏、松永泰裕氏は、2024年11月26日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任しております。
 - 4.取締役(監査等委員)川崎修一氏、横山友之氏、橋本真樹夫氏は、2024年11月26日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。
 - 5.西村浩氏は、2024年9月17日付けで辞任により、当社取締役及び日本グリーン油田開発株式会社の取締役を退任いたしました。
 - 6.森本耕司氏は、2024年9月17日付けで辞任により、当社取締役及び株式会社ジー・スリーファクトリー取締役を退任いたしました。
 - 7.2025年8月29日開催の臨時株主総会において、山元秀樹氏が取締役に選任され、就任いたしました。なお、同氏は2025年8月29日開催の臨時株主総会までの間、会社法第346条第1項の規定に基づく権利義務取締役でありました。
 - 8.2025年8月29日開催の臨時株主総会において、髙橋龍馬氏、橋本真樹夫氏及び泉信彦氏が取締役に 新たに選任され、就任いたしました。なお、橋本真樹夫氏は2025年8月29日開催の臨時株主総会ま での間、会社法第346条第1項の規定に基づく権利義務取締役(監査等委員)でありました。
 - 9.2025年8月29日開催の臨時株主総会において、河野芳隆氏、阪井大氏及び布施恭祐氏が取締役(監

査等委員) に新たに選任され、就任いたしました。

- 10.当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 11.当社は取締役(監査等委員)河野芳隆氏、阪井大氏、布施恭祐氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。
- 12.情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、河野芳降氏を常勤の監査等委員として選任しております。
- 13.役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役(監査等委員を含む)、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求(株主代表訴訟を含む)等に起因して、被保険者が被る損害賠償額が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による法令違反などの場合には填補の対象としないこととしております。

14.山之内督宗氏、松田華織氏、松永泰裕氏、川崎修一氏、横山友之氏は、2025年8月29日開催の臨時株主総会までの間、会社法346条第1項の規定に基づく権利義務取締役でありました。各氏の同日時点における担当及び重要な兼職の状況は以下のとおりです。

宗にのける担当及ひ重安は来戦の状況は以上のとのりです。								
地		位	氏	1	3	担当及び重要な兼職の状況		
取	締	役	山之	内 督	宗	取締役経営企画室長 株式会社ジー・スリーファクトリー 代表取締役		
						日本グリーン油田開発株式会社 代表取締役		
取	締	役	松日	華	織	株式会社ジェクシード 社外取締役		
取	締	役	松力	〈泰	裕	合同会社ビズサポート 代表社員 松永泰裕税理士事務所 代表		
取締役	(監査等委	員)) Ша	奇 修	_	極水家や祝達工事務所 10名 愛知大学大学院法務研究科 教授 弁護士法人久屋総合法律事務所 代表弁護士 株式会社AVANTIA 社外監査役 株式会社立飛ホールディングス 社外監査役 株式会社SDSホールディングス 社外取締役 (監査等委員)		
取締役	(監査等委) <u>)</u> ()	横山	」友	之	横山経営会計事務所 代表 株式会社立飛ストラテジーラボ 非常勤執行役員 光ビジネスフォーム株式会社 社外取締役 一般社団法人立飛教育文化振興会 理事長 一般社団法人オークネット財団 評議員 太洋物産株式会社 社外取締役 TRIBAWL株式会社 社外取締役 株式会社BlueSeed 代表取締役 KAOPA株式会社 社外取締役 株式会社ラックランド 社外取締役 (監査等委員)		

(2) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年10月14日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役 (監査等委員である取締役を除く) の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容 は次のとおりです。

a. 基本方針

当社取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成している。

b. 基本報酬 (金銭報酬)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の基本報酬は固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映して総合的に決定する。

- c. 業績連動報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針 該当事項なし。
- d. 非金銭報酬等に関する方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として譲渡制限付株式を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定する。

e. 金銭報酬及び非金銭報酬等の割合の決定に関する方針

取締役報酬の構成割合については、当社と同程度の事業規模や関連業種・業態の報酬水準を踏まえ、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最適な支給割合となることを方針とする。

f. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

金銭報酬の支給時期等については、決定された報酬額は年俸とし、その支給時期は株主総

会において選任された日の翌月から任期満了の月まで、12カ月にわたって定期同額で月額報酬として支給する。一方、非金銭報酬の支給時期等については、取締役会の決定によるものとする。

g. 決定の全部又は一部の第三者への委任に関する事項 個人別の報酬額については、株主総会で承認された報酬等の総額の範囲内において、当社 の任意組織である指名委員会にて審議した上で決定し、その結果内容について取締役会に 通達するものとする。

- ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
 - a. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第6期定時株主総会決議において、金銭による報酬並びに株式報酬等の金銭でない報酬とを合わせて、年額450,000千円以内(うち、社外取締役75,000千円以内)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、4名(うち社外取締役は1名)です。
 - b. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第6期定時株主総会 決議において、金銭による報酬並びに株式報酬等の金銭でない報酬とを合わせて、年額 150,000千円以内(うち、社外取締役75,000千円以内)と決議しております。 当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名(うち社外取締役は3名)

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

です。

	起型等小级短	報酬等の	(千円)	対象となる	
区分	報酬等の総額 (千円)	基本報酬	業績連動	非金銭	役員の員数
		本个報酬	報酬等	報酬等	(名)
取締役(監査等委員を除く)	31,800	31,800			9
<うち社外取締役>	(4,200)	(4,200)	_	_	(1)
取締役(監査等委員)	17,700	17,700			6
<うち社外取締役>	(17,700)	(17,700)	_	_	(6)
合計	49,500	49,500			15
<うち社外取締役>	(21,900)	(21,900)	_	_	(7)

- (注)上記には、2024年9月17日付で辞任により退任した取締役2名を含めております。
 - ④ 当事業年度に支払った役員退職慰労金 該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役(監査等委員)阪井大氏は、大江・田中・大宅法律事務所弁護士であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役(監査等委員)布施恭祐氏は、布施恭祐公認会計士・中小企業診断士事務所代表、andAパートナーズ合同会社代表社員及びandA税理士法人代表社員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	<u>- // </u>	十尺10017	<u> </u>	7 1 2 1 7 1 7 1
				出席状況及び発言状況及び社外取締役に 期待される役割に関して行った役割の概要
取締役	松	永泰	裕	権利義務取締役であった2025年8月29日までに開催された取締役会21回のうち21回すべてに出席しております。税理士としての専門的見地から、ガバナンス強化を踏まえた当社の管理・監督のため、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	河	野 芳	隆	同氏は、就任後に開催された取締役会全1回のうち1回すべてに、また、就任後に開催された監査等委員会全1回のうち1回すべてに出席し、金融、投資分野に関する専門的な知見と、企業経営者としての豊富な実績及び高い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	阪	井	大	同氏は、就任後に開催された取締役会1回のうち1回すべてに、また、就任後に開催された監査等委員会1回のうち1回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、ガバナンス強化を踏まえた当社の再発防止策の実施の管理・監督等、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	布	施 恭	祐	同氏は、就任後に開催された取締役会1回のうち1回すべてに、また、就任後に開催された監査等委員会1回のうち1回すべてに出席し、公認会計士、中小企業診断士及び税理士としての専門的見地から、当社グループのガバナンス強化と、当社の改善計画に関する管理・監督のため、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

	出席状況及び発言状況及び社外取締役に 期待される役割に関して行った役割の概要
取締役 川 崎 修 一 (監査等委員)	権利義務取締役であった2025年8月29日までに開催された取締役会21回のうち21回すべてに、また、権利義務取締役であった2025年8月29日までに開催された監査等委員会21回のうち21回すべてに出席しております。弁護士としての専門的見地からガバナンス強化を踏まえた当社の管理・監督のため、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 横 山 友 之 (監査等委員)	権利義務取締役であった2025年8月29日までに開催された取締役会21回のうち21回すべてに、また、権利義務取締役であった2025年8月29日までに開催された監査等委員会21回のうち21回すべてに出席しております。公認会計士としての専門的見地から、ガバナンス強化を踏まえた当社の管理・監督のため、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 橋 本 真 樹 夫 (監査等委員)	権利義務取締役であった2025年8月29日までに開催された取締役会21回のうち21回すべてに、また、権利義務取締役であった2025年8月29日までに開催された監査等委員会21回のうち21回すべてに出席しております。証券の分野における長年の経験に基づき、ガバナンス強化を踏まえた当社の管理・監督のため、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

連結貸借対照表

(2025年8月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,082,034	流 動 負 債	164,091
現 金 及 び 預 金	556,873	買掛金	219
売 掛 金	12,344	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	14,883
原材料及び貯蔵品	31,220	未 払 金	15,779
仕掛販売用不動産	2,566	未 払 法 人 税 等	11,101
販売用不動産	455,002	設備関係未払金	37,049
未収還付法人税等	68	賞 与 引 当 金	4,560
 未収消費税等	3,976	その他	80,498
その他	24,812	固定負債	363,985
		長期借入金	16,135
貸 倒 引 当 金	△4,829	長期設備関係未払金	340,221
固定資産	141,789	長期前受収益	5,104
有 形 固 定 資 産	106,336	資産除去債務	2,452
建物	0	関係会社事業損失引当金	72
工具、器具及び備品	0	負債 合計 (純資産の部)	528,077
 機械装置及び運搬具	73,826	株主資本	693,871
土地地	32,510	資 本 金	1,173,293
	0	資本剰余金	782,554
その他	0	利 益 剰 余 金	△1,034,337
		自己株式	△227,638
投資その他の資産	35,453	新 株 予 約 権	289
出資金	70	非 支 配 株 主 持 分	1,585
敷 金 及 び 保 証 金	35,383	純 資 産 合 計	695,747
資 産 合 計	1,223,824	負 債 純 資 産 合 計	1,223,824

連結損益計算書

(2024年 9 月 1 日から) 2025年 8 月31日まで)

	————— 科					金	額
売	171	上		 高		<u> </u>	606,547
売	上		原	価			578,318
70					**		
	売	上	総	利	益		28,228
販	売 費 及		般管理				327,877
	営	業	捕		失		299,648
営	業	外	収	益			
	受	取	禾	IJ	息	443	
	そ		\mathcal{O}		他	28	471
営	業	外	費	用			
	支	払	禾	IJ	息	12,603	12,603
	経	常	損	Ę	失		311,779
特	別		損	失			
	減	損	損	į	失	4,811	
	解	約	違	約	金	5,940	10,751
利	兑 金 等	調整	前当	期純損	失		322,530
77	去人税。	、住民	税 及	び 事 業	税	1,482	1,482
븰	当 其	1	純	損	失		324,013
ま	上支配 株	主に帰	属する	当期純損	失		8,285
亲	見会 社 株	主に帰	属する	当期純損	失		315,727

貸 借 対 照 表 (2025年8月31日現在)

現金及び預金	47,704 219 14,883 14,924 37,049 2,531 10,569 21,781
現金及び預金	219 14,883 14,924 37,049 2,531 10,569
売 掛 金	14,883 14,924 37,049 2,531 10,569
 元 掛	14,924 37,049 2,531 10,569
販売用不動産 前払費用 一年内回収予定の 関係会社長期貸付金 その他 13,318 資 倒 引 当金	37,049 2,531 10,569
前 払 費 用	2,531 10,569
Tan	10,569
一年内回収予定の 関係会社長期貸付金 その他 貸 倒 引 当 金 12,000 未 払 法 人 税 等 預 り 金 賞 与 引 当 金 その他 固 定 資 産 13,318 その他 固 定 負 債 3 6 134,318 長期 借 入 金 長期設備関係未払金 長期設備関係未払金 長期的 受 収益 資産除去債務 関係会社事業損失引当金 106,336 関係会社事業損失引当金 2 73,826 土 106,336 機械装置及び運搬具 土 73,826 土 106,336 大 106,336 107,382 107,382 <tr< th=""><th></th></tr<>	
関係会社長期貸付金 12,000 関係会社長期貸付金 その他 13,318 その他 貸 倒 引 当 金 △12,889 固定負債 有形固定資産 134,318 長期借入金長期設備関係未払金長期設備関係未払金長期設備関係未払金長期設備関係未払金長期前受収益資産除去債務関係会社事業損失引当金資産除去債務関係会社事業損失引当金 工具、器具及び備品機械装置及び運搬具土地 73,826 負債合計 土地 32,510 株主資本	21,781
その他負別当金 13,318 その他 13,318 その他 3 個別当金 12,889 個定負債 3 日定資産 134,318 長期借入金長期設備関係未払金長期設備関係未払金長期設備関係未払金長期的受収益資産除去債務 3 建物工具、器具及び備品機械装置及び運搬具土地 0 関係会社事業損失引当金 大調養産の部)株主資本 6	·
貸 倒 引 当 金 △12,889 固 定 負 債 3 固 定 資 産 134,318 長 期 借 入 金 長期設備関係未払金 長期設備関係未払金 長期前 受 収 益 長期前 受 収 益 資 産 除 去 債 務 関係会社事業損失引当金 建 物工具、器具及び備品機械装置及び運搬具土 地 32,510 73,826 負 債 合 計 5 土 地 32,510 株 主 資 本 6	4,560
固定資産 134,318 長期借入金長期設備関係未払金長期設備関係未払金長期設備関係未払金長期前受収益資産除去債務関係会社事業損失引当金 建物工具、器具及び備品機械装置及び運搬具土地 0 関係会社事業損失引当金負債合計 土地 32,510 株主資本	41,185 63,985
有形固定資産 106,336 長期設備関係未払金長期前受収益長期前受収益資産除去債務 関係会社事業損失引当金 建物工具、器具及び備品機械装置及び運搬具土地 73,826 負債合計5 土地 32,510 株主資本6	16,135
有形固定資産 106,336 長期前受収益 建物 0 資産除去債務 工具、器具及び備品機械装置及び運搬具土 73,826 土地 32,510 機械装置及び運搬具 4 土地 32,510	40,221
建 物 0 資産除去債務 工具、器具及び備品機械装置及び運搬具土 73,826 負債合計 5 土 地 32,510 株主資本 6	5,104
機械装置及び運搬具 73,826 土 地 32,510 株 主 資 本 6	2,452
対数 (純 資 産 の 部)	72
世	11,689
	29,576
│ 無 形 固 定 資 産 │	73,293
	82,554
	82,541
	00,012
	98,632
	46,943
	45,576
	45,576
関係会社及粉質的並 247,000 自 己 株 式 △2	
1 1 1 N 1 TE	27,638
資 産 合 計 1,141,555 負 債 純 資 産 合 計 1,1	289 29,866

損益計算書

(2024年 9 月 1 日から) 2025年 8 月31日まで)

	乔	4			金	額
売		上	ì	高		585,060
売		上	原	価		552,013
	売	上	総利	益		33,046
販	売	費及び一	般管理	費		
	役	員	報	西州	50,900	
	給	与	手	当	55,411	
	支	払	手 数	料	103,224	
	地	代	家	賃	28,196	
	租	税	公	課	12,597	
	そ		\bigcirc	他	55,236	305,566
	営	業	損	失		272,519
営		業外	収	益		
	受	取	利	息	5,666	
	そ		\bigcirc	他	14	5,680
営		業外	費	用		
	支	払	利	息	12,603	12,603
	経	常	損	失		279,442
特		別		失		
	貸	倒 引 当		入 額	71,502	
	減	損	損	失	384	
	関	係 会 社	株式評	価 損	16,828	
	そ	の他		損 失	99	88,814
	税	引前当		損失		368,256
		人 税 、 住」	民税及び	事業 税	948	948
	当	期	純 損	失		369,205

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月23日

株式会社ジー・スリーホールディングス 取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木秀俊業務執行社員 公認会計士 茂木秀俊

代表社員公認会計士 山 中 康 之業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジー・スリーホールディングスの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・スリーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載され ている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独 立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、2023年8月期から3期連続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。当該状況を解消又は改善するべく対応策に取り組んでいるが、現時点では引き続き継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影

響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに

対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ 適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は連結計算書 類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して 責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月23日

株式会社ジー・スリーホールディングス

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

 代表社員公認会計士
 茂木
 秀俊

 業務執行社員公認会計士
 山中康

 大大
 秀俊

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジー・スリーホールディングスの2024年9月1日から2025年8月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、2023年8月期から3期連続して重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上しており、依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。当該状況を解消又は改善するべく対応策に取り組んでいるが、現時点では引き続き継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映さ

れていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内 容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠した監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月23日

株式会社ジー・スリーホールディングス 監査等委員会 常勤監査等委員 河 野 芳 隆 ⑪ 監 査 等 委 員 阪 井 大 ⑪ 監 査 等 委 員 布 施 恭 祐 ⑩

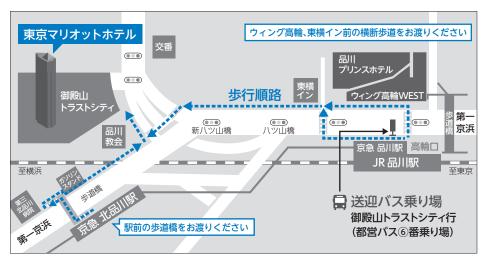
(注) 監査等委員河野芳隆、阪井大及び布施恭祐は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社 外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都品川区北品川四丁目7番36号 東京マリオットホテル 地下1階「アイリス/カメリア」

		JR各線・京浜急行線 品川駅(高輪□)より…徒歩10分
		高輪口を出て横断歩道を渡り、左にお進みください。
	電击	(五反田方面) 新八ツ山橋交差点の横断歩道を渡りホテルまで70m
	電車	京浜急行線 北品川駅より…徒歩3分
交通		改札口すぐの歩道橋を渡り、品川駅方面へお進みください。新八ツ山橋交差点の横断歩道手
		前を左へホテルまで70m
		JR品川駅高輪□ (西□) 都営バス⑥番乗り場 (無料送迎バス)
	バス	※バスは、午前8時~午前10時までの間、約5分から10分間隔で運行されております。
		※バスの乗車場所と降車場所は異なりますので、ご注意願います。





(お願い)

会場近辺の道路は大変混雑することがありますので、お車でのご来場はご遠慮いただき ますようお願い申し上げます。

